

市第 136 号議案

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正
横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年 9 月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 3 の項中「障害者自立支援給付関係情報」の次に「、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報」を加え、「同法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

利用する特定個人情報を追加するため、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関

市第136号

する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（抜粋）

（上段 改 正 案）
（下段 現 行）

別表第2（第4条第1項及び第2項）

機 関	事 務	特 定 個 人 情 報
（省 略）		
3 市 長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって法別表第2の26の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるもの	医療保険給付関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する情報、障害者自立支援給付関係情報、 <u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報</u> 、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> による給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、年金給付関係情報、特別児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの

市第136号

(省 略)